

申し合わせ

1、名 称

この会は、「子どもの権利・教育・文化 全国センター」とします。略称を「子ども全国センター」とします。

2、事務所

全国教育文化会館(東京都千代田区二番町 12-1)に事務所をおきます。

3、目 的

憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にたち、子どもに関する問題について草の根の個人・団体をつなぐセンター的な役割を担います。

全国的な情報の収集、またその還流などを通して国民共同の力で、人間らしい成長をはばむ教育政策や退廃的な文化に反対し、子どもと青年の未来をきりひらく教育・文化を発展させることを目的とします。

4、活 動

前項の目的を達成するために、活動方針にもとづいて活動します。必要に応じてプロジェクトをつくります。会員の団体・個人・プロジェクトはだれでも活動の提起ができ、幹事会の合意によって具体化します。情報を随時提供し、ニュースの発行、出版活動をおこないます。

5、会への加入

この会の目的に賛同し、加入を希望する団体・個人は、幹事会の承認を得て加入します。

6、運 営

団体・個人は対等・平等で、それぞれの自主性を尊重しあいながら共同してこの会の運営にあたります。

7、役 員

役員は代表委員若干名、幹事若干名、事務局長1名、および監査委員2名とし、総会で選出します。役員の補充は幹事会でいきます。

8、会 議

総 会 年1回開きます。臨時に開くこともできます。すべての団体・個人で構成します。

幹事会 原則として年6回開きます。代表委員と幹事で構成します。具体的な活動は幹事会の責任で行い、重要事項は総会に承認をもとめます。

事務局会議・プロジェクト会議 随時、必要に応じて開きます。

9、財 政

会員は団体1口年額5000円以上(なるべく2口以上)、個人は1口年額3000円

以上(学生は半額)の会費を拠出し、この会の経常的経費にあてます。またこの会の賛助会員を募ります。活動のための経費は、分担金、参加費、寄付金などでまかいます。決算・予算は、毎年総会で承認を得ることとします。

2000年5月19日